

社会資本総合整備計画

社会資本整備総合交付金

令和03年02月03日

計画の名称	鈴鹿山脈を越え∞の観光交流促進へ 三重・滋賀広域活性化計画													
計画の期間	令和03年度 ~ 令和07年度 (5年間)											重点配分対象の該当		
交付対象	滋賀県													
計画の目標	三重県北勢地域及び滋賀県東近江地域は、県境に位置する「鈴鹿山脈」を中心に自然豊かな環境や、歴史など地域の特色を活用した観光資源が多数存在する。 また両地域は古来より伊勢と近江を結ぶルートとして峠越えが盛んに利用され、現在においても交流が深い地域であり、中部北陸圏の知名度向上を図る「昇龍道プロジェクト」の構成地域にも属するなど、観光客の誘致に力を注いでいるところである。これまで魅力的な観光資源が交通の不便さにより逃避されていたが、新名神高速道路や「鈴鹿山脈」を横断する国道306号、国道421号も整備され、「鈴鹿山脈」を中心とした周遊ルートが確立されつつある。 これらの広域交通ネットワークを生かし、さらに本計画において一部を補うことで、周遊観光の推進や両地域で行われている施策の連携、地域の交流に合わせた社会資本整備を進め地域の活性化をさらに推進する。													
全体事業費（百万円）	合計（A + B + C + D）		2,454	A	2,454	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合 C / （A + B + C + D）	0	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		R1		R7
1	【三重県・滋賀県 共通目標】 観光入込客数405万人（R1）から450万人（R7）に増加 （45万人（11％）の増加）			
	【三重県・滋賀県 共通目標】観光入込客数 （観光入込客数の増加割合）＝（評価時点の年間観光入込客数 - R1の年間観光入込客数） / （R1の年間観光入込客数）	405万人	万人	450万人
2	【滋賀県 単独目標】 滋賀県（東近江市、豊郷町、日野町）における観光入込客数368万人（R1）から409万人（R7）に増加 （41万人（11％）の増加）			
	【滋賀県 単独目標】観光入込客数 （観光入込客数の増加割合）＝（評価時点の年間観光入込客数 - R1の年間観光入込客数） / （R1の年間観光入込客数）	368万人	万人	409万人

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-

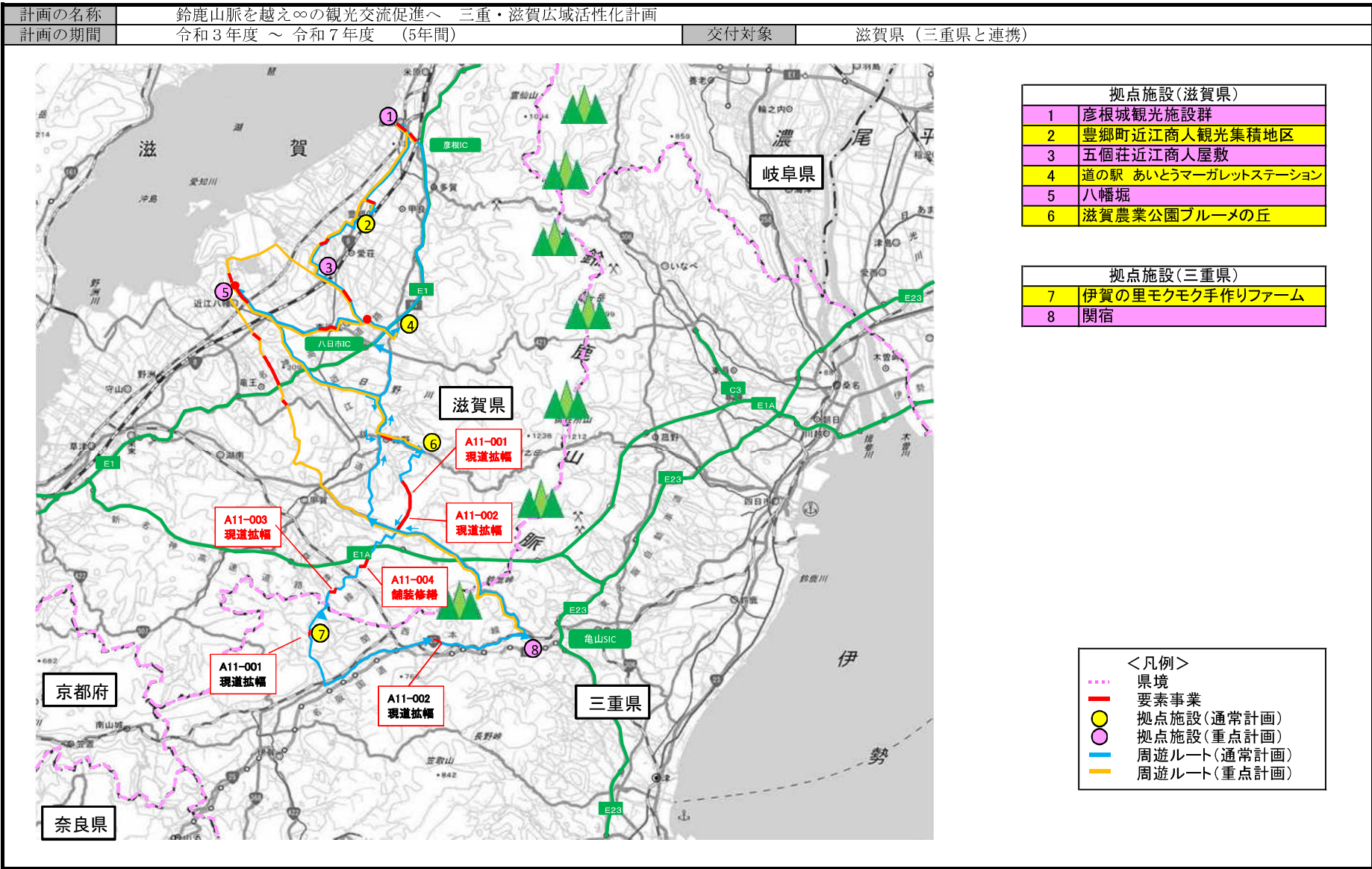
A 基幹事業																				
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名 / 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
		一体的に実施することにより期待される効果																		
		備考																		
広域連携事業	A11-001	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	（主）土山蒲生近江八幡 線 鎌掛工区	現道拡幅 L=2.9km	日野町		■	■	■	■	950		-	
	A11-002	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	（主）土山蒲生近江八幡 線 頓宮工区	現道拡幅 L=2.3km	甲賀市		■	■	■	■	900		-	
	A11-003	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	（一）甲賀阿山線 池田 ・野川工区	現道拡幅 L=1.0km	甲賀市	■	■	■	■	■	412		-	
	A11-004	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	修繕	（主）甲賀土山線 相模 ・鳥居野工区	舗装修繕 L=1.2km	甲賀市	■	■	■	■	■	192		-	
												小計						2,454		
											合計						2,454			

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	R03	R04	R05	R06	R07
配分額 (a)	45	3	25	68	34
計画別流用増 減額 (b)	0	0	0	0	0
交付額 (c=a+b)	45	3	25	68	34
前年度からの繰越額 (d)	0	27	3	21	51
支払済額 (e)	18	28	7	38	55
翌年度繰越額 (f)	27	2	21	51	30
うち未契約繰越額(g)	0	0	0	0	0
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0	0	0	0
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))%	0	0	0	0	0
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由					

(参考様式) 参考図面 (社会資本総合整備計画 広域連携事業)



(整備計画関連事項)

計画の評価の実施予定							
事後：令和8年10月予定							
	拠点施設		広域的特定活動			重点地区	
①	豊郷町近江商人観光集積地区		観光案内、その他の役務の提供			重点地区	
②	道の駅 あいとうマーガレットステーション		観光案内、宿泊その他の役務の提供			重点地区	
③	滋賀農業公園ブルーメの丘		地域固有の自然に関する体験の提供			重点地区	
連携先都道府県との連携について							
連携方針		三重県、滋賀県の県境に位置する「鈴鹿山脈」は古来より伊勢と近江を結ぶルートとして盛んに利用され、交流、親交の深い地域となっており、現在も両県の市町で構成する「鈴鹿山麓無限会議」において、地域の特色を活用した施策や交流の活発化などの連携を深め、地域県境モデルの推進と融合に向けた地域づくりを目指している。これら当該地域の特色を活用した地域振興を推進するため、両県の主要拠点を結ぶアクセス道路や、インターチェンジ周辺地域の交通機能の強化を整備する。					
推進体制		両県の市町で構成され年間2回開催されている「鈴鹿山麓無限会議」の内容について情報共有を行い、これを踏まえた両県の事業推進に関する会議を行う。					
具体的な取組内容		「鈴鹿山麓無限会議」により、議論された地域の活性化策や振興策について、両県の情報共有や事業進捗に関する会議により今後の整備方法の検討を行い、当該地域の広域観光ルート形成や観光拠点へのアクセス道路の整備などを推進する。					
整備方針					整備方針に合致する主な事業		
①	拠点施設へのアクセス時間を短縮させ、周遊効率性を高める				A11-001、A11-002		
②	拠点施設へのアクセス時の快適性、安全性を高める				A11-003、A11-004		
交付対象事業に関連して実施される主な事業							
・新名神高速道路（亀山西JCT～大津JCT間）6車線化（事業主体：NEXCO西日本）							
その他							
（広域的地域活性化のために連携して実施する施策）							
・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく滋賀県全域基本計画（計画主体：滋賀県 計画期間：平成30年～令和4年）							
連携内容：琵琶湖を中心とする滋賀の歴史や歴史遺産・文化資産等の有形・無形の観光資源を生かした観光・スポーツ分野における地域経済牽引事業を創出							
・農山漁村活性化法に基づく活性化計画（計画終了）							
連携内容：連携なし							
・広域周遊観光促進のための観光地域支援事業に基づく計画（該当なし）							
連携内容：連携なし							
・物流総合効率化法に基づく総合効率化計画（該当なし）							
連携内容：連携なし							

社会資本整備総合交付金チェックシート

(広域連携事業)

計画の名称:

鈴鹿山脈を越え∞の観光交流促進へ
三重・滋賀広域活性化計画

事業主体名: 滋賀県

チェック欄

I. 目標の妥当性	
①基本方針・上位計画等との適合等	
1)基本方針と適合している。	○
2)上位計画等と整合性が確保されている。 ・国土形成計画(全国計画) ・国土形成計画(広域地方計画)、北海道総合開発計画又は沖縄振興計画 ・社会資本整備重点計画 ・環境基本計画 ・その他(※該当するものがあれば記載すること。)	○
②目標と広域的特定活動及び拠点施設との関係	
1)広域的特定活動により、目標達成の可能性が高い。	○
2)広域的特定活動の拠点としての拠点施設の位置づけが妥当である。	○
II. 計画の効果・効率性	
③目標と事業内容の整合性等	
1)目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	○
2)指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
3)指標・数値目標が分かりやすいものとなっている。	○
4)拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業の一体性が確保されている。	○
5)地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。	○
④事業の効果	
1)十分な事業効果が確認されている。	○
2)他の事業との連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○
III. 計画の実現可能性	
⑤計画の具体性	
1)拠点施設で広域的特定活動が実施される見込みが高い。	○
2)拠点施設整備を新たに行う場合、その蓋然性が高い。	○
⑥円滑な事業執行の環境	
1)民間事業者等の多様な主体との連携が図られている。	○
2)事業実施のための環境整備が図られている。	○

(確認様式1)

交付限度額算定表

要綱第5に掲げる式による交付限度額(X)	1,104 百万円	規則第17条第1項に基づく交付限度額(Y)	21,061 百万円	$X \leq Y$ ゆえ、	本計画における交付限度額	1,104 百万円
					交付率	45.0 %
					提案事業比率	0.0 %

規則第17条第1項に基づく限度額算定

S	804 km ²	T	5 年
拠点施設を中心とする半径Rの円の面積(πR^2)		当該広域的地域活性化基盤整備計画の計画期間	
π :3.14		令和3年度 ~ 令和7年度	
r:最短距離	16.0		
拠点施設から都道府県の境界までの距離	16.0 km		
拠点施設から海岸線までの距離	38.1 km		
r ₀ :	10.0 km		
R:	$r \geq r_0$ ゆえ、16.0 km		

C	1,048.0 万円/km ² ・年度
単位面積あたり及び単年度あたりの標準的な投資額	
行政投資全国実績のうち、都道府県が主体となる交付対象事業に係るものを全国平均で除したもの(最新5箇年の平均)	

S×C×T×0.5=	21,061 百万円
-------------------	------------

要綱第5に掲げる式による限度額算定

交付対象事業費	拠点施設関連基盤 施設整備事業(A)	2,454 百万円	$\alpha 1 = 9(A+B) / 10 =$	2,208.6
	提案事業(B)	0 百万円	$\alpha 2 = 12A / 11 =$	2,677.1
	合計	2,454 百万円	$\alpha 1 < \alpha 2$ ゆえ、交付限度額(X): $\alpha / 2 =$	1,104 百万円

(確認様式1-1)

rの選定根拠(複数の拠点施設が記載されている場合)

※ 計画に記載された拠点施設から都道府県の境界若しくは海岸線までの最短距離
(複数の拠点施設が記載されている場合は、そのうち最も大きい値)

〈選定方法〉

- ① 各拠点施設から都道府県の境界までの距離:r1、海岸線までの距離:r2を記入
(〇〇群とした場合は群の中心付近からの距離とする)
- ② 最短距離欄に、r1、r2のうち短い距離を記入
- ③ 最短距離のうち、最も大きい値となる拠点施設からのr1、r2を交付限度額算定表に記載する値として選定

(単位:km)

拠点施設名	①		②
	拠点施設から 都道府県の境界 までの距離:r1	拠点施設から 海岸線までの 距離:r2	最短距離 (r1、r2のうち 短い距離)
豊郷町近江商人観光集積地区	13.9	44.8	13.9
道の駅 あいとうマーガレットステーション	16.0	38.1	16.0
滋賀農業公園ブルーメの丘	11.6	33.4	11.6
伊賀の里モクモク手作りファーム	1.7	33.8	1.7

※ 選定結果(交付限度額算定表に記載する値)

(単位:km)

拠点施設名	③	
	拠点施設から 都道府県の境界 までの距離:r1	拠点施設から 海岸線までの 距離:r2
道の駅 あいとうマーガレットステーション	16.0	38.1

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	彦根城観光施設群	所在地	滋賀県彦根市
設置主体	彦根市	管理・運営主体	彦根市
拠点施設の区分	法第2条第2項第2号	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号口(1)
拠点施設データ	観光入込客数(R1)：766千人		
拠点施設の整備の有無	有・無	整備期間	令和元年度～令和5年度

拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等

<概要及び整備計画>

彦根藩35万石の城下町として発展してきた歴史があり、彦根市の象徴である彦根城天守を含む特別史跡彦根城跡、名勝玄宮楽々園、更に旧城下町の面影を残すまちなみや社寺などが数多く残っており、また夢京橋キャッスルロード、四番町スクエアなどの商業施設も集約している「一団地の観光施設」であり、国宝に指定されている彦根城を柱とした城下町の呼吸を感じる「主要な観光地」である。

<拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性>

彦根市においては、「彦根駅周辺地区都市再編集中支援事業」(拠点施設整備事業)として、多くの市民や観光客が行き交うJR彦根駅周辺を都市核とし、環境整備に積極的に取り組むとともに国宝彦根城と一体となった都市空間の形成と、恵まれた歴史資産を活かした彦根にふさわしい賑わいのあるまちづくりを進めている。滋賀県においては、(県営)金亀公園を令和7年に開催する国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の主会場となる総合公園として整備しており、国スポ開催を契機に、スポーツ拠点としての機能を強化するとともに、拠点施設へのアクセス通路となる連絡橋や駐車場、広場(エントランス広場、緑の広場)、トイレ等の公園施設や民間活力による施設(レストラン・カフェ等を予定)など公園の利便性を高める施設を整備(基幹事業)するものである。これらを一体的に整備することで、拠点施設としては(県営)金亀公園の駐車場やトイレ等を利用することができ、観光客の受入環境が向上する。また、(県営)金亀公園のスタジアムの利用者を彦根城などの観光へ誘導することができる。一方で(県営)金亀公園としては、彦根城およびJR彦根駅の観光客が公園を訪れるため、観光との相乗効果により、来園者の増加、公園の賑わいの発生、地域の活性化が図れる。

また、当拠点施設へのアクセスルートである安食西八目線には一部離合困難の幅員狭隘区間が存在するため、バイパス整備により通行安全性、アクセス性の向上や、国道306号および彦根近江八幡線の舗装損傷区間の解消による、快適性、安全性の向上を図る。

拠点施設で行われる広域的特定活動の内容

<現況>

国宝の彦根城や名勝玄宮楽々園等の歴史的資産、彦根城博物館の観覧など、見所が多く県内でも有数の観光地である。2017年には「国宝彦根城築城410年祭」(推進委員会事務局)、ご当地キャラ博in彦根2017(ご当地キャラ博彦根実行委員会)が開催される等、観光振興に取り組んでいる。また毎年、「ご城下にぎわい市」、「玄宮園ライトアップ」やご当地キャラとして人気のあるひこにゃんによる「ひこにゃんの戦国パフォーマンス」など観光客を呼び込みイベントを開催している。

<将来>

県と彦根市は、令和6年度に彦根城の世界遺産登録を目指している。登録によって、全国および世界中の人にその価値を知られるようになり、国際観光拠点・広域観光拠点として更なる観光客の増加が見込まれる。世界遺産登録に向けて、彦根城の価値を知ってもらうため、彦根城世界遺産登録推進協議会にて、登録のPRパンフを作成している。また、観光施設として、彦根城を滋賀県観光キャンペーン「戦国ワンダーランド滋賀・びわ湖」に盛り込み、「ひこね城あかり」として彦根城のライトアップを行うなど、彦根城に訪れてもらえるようイベントを実施している。さらに、彦根城を適切に保存するため、御城印を発行し、収益を維持管理費に活用している。加えて「彦根城世界遺産登録 意見交換・応援1000人委員会」が設立され、市民・行政・企業・有識者が一体となって、世界遺産登録に向け取り組みを進めている。

また、彦根市では、彦根駅周辺地区都市再編集中支援事業にて、多くの市民や観光客が行き交うJR彦根駅周辺を都市核とし、世界遺産登録を目指す彦根城と一体となった都市空間の形成を進めており、周辺道路、駅前広場、休憩施設の修景整備や公衆トイレ、案内サインの設置を実施するなど、「観光旅客に対する観光案内、その他役務の提供に関する事業活動」を行い、令和6年度の世界遺産登録及び令和7年度滋賀県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会による来訪者の増加に対応する。

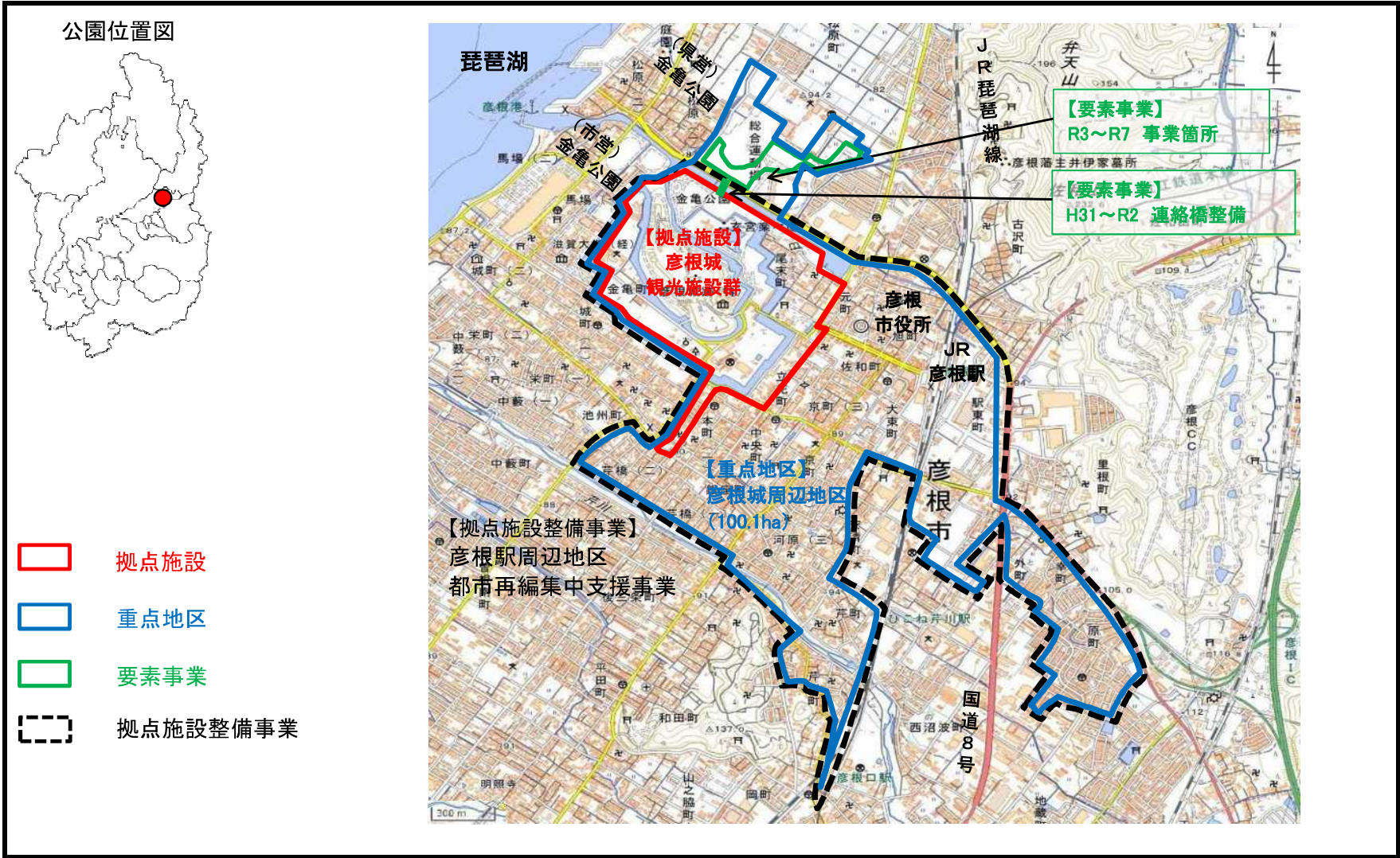
<該当する広域連携プロジェクト>

③ 関西を代表する歴史・文化資産である「彦根城」や、「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」、「百舌鳥・古市古墳群」及び「宇治茶生産の景観」、「天橋立」、「鳴門の渦潮」等の世界遺産登録に向けた取組の推進や、日本遺産、近代化産業遺産の認定を通して文化財の保存・整備を図るとともに、観光資源として積極的に国内外への発信や活用を図る。

(確認様式2-1)

重点地区に関する事項

彦根城周辺地区	所在地	滋賀県彦根市	重点地区の面積	324.8ha
---------	-----	--------	---------	---------



(確認様式2-2)

拠点施設に関する事項(相当数の事業者による事業活動が営まれる拠点施設)

施設名	彦根城観光施設群		
構成施設	所在地	設置主体	管理・運営主体
彦根城天守	滋賀県彦根市金亀町	彦根市	彦根市
彦根城西の丸三重櫓	滋賀県彦根市金亀町	彦根市	彦根市
彦根城太鼓門櫓	滋賀県彦根市金亀町	彦根市	彦根市
彦根城天秤櫓	滋賀県彦根市金亀町	彦根市	彦根市
彦根城佐和口多聞櫓	滋賀県彦根市金亀町	彦根市	彦根市
馬屋	滋賀県彦根市金亀町	彦根市	彦根市
玄宮楽々園	滋賀県彦根市金亀町	彦根市	彦根市
埋木舎	滋賀県彦根市金亀町	彦根市	彦根市
彦根城博物館	滋賀県彦根市金亀町	彦根市	彦根市
開国記念館	滋賀県彦根市金亀町	彦根市	彦根市
金亀児童公園	滋賀県彦根市金亀町	彦根市	彦根市
金亀公園	滋賀県彦根市金亀町	彦根市	彦根市
夢京橋キャスルロード	滋賀県彦根市本町	彦根市・夢京橋商店街	夢京橋商店街
四番町スクエア	滋賀県彦根市本町	彦根市・彦根商工会議所	株式会社 四番町スクエア

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施 設 名	豊郷町近江商人観光集積地区	所 在 地	滋賀県豊郷町石畑他
設 置 主 体	豊郷町他	管 理・運 営 主 体	豊郷町他
拠点施設の区分	法第2条第2項第2号	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号口(1)
拠点施設データ	観光入込客数 : 39千人		
拠点施設の整備の有無	有 ・ (無)	整 備 期 間	—
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等			
<概要及び整備計画> 豊郷町は商業の礎を築いた豪商、近江商人をはじめ幾多の傑出した先人を世に送り出している地域である。建築家ウィリアム・メレル・ヴォーリス氏の設計で建てられ、白亜の教育殿堂、東洋一の小学校と称され、平成25年には国の登録有形文化財に登録されている豊郷小学校旧校舎群を観光拠点とし、周辺には、伊藤忠・丸紅の創始者伊藤忠兵衛の旧邸や先人達の業績や生い立ち、成功への道程を紹介する先人を偲ぶ館等で構成されている「一団地の観光施設」であり、豊郷町の「主要な観光地」である。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 当拠点施設へのアクセスルートは安食西八目線であるが、豊郷町安食西地先には離合困難の幅員狭隘区間が存在するため、バイパス整備を行うことにより、通行安全性、アクセス性を向上させる。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容			
<現況> 豊郷町では近江商人を活用した観光活動を行っており、観光マップを作成し近江商人の軌跡をたどれるモデルコースを設定紹介している。また、地域住民による観光ボランティアガイドが提供されており、ガイドブックでは得ることができない、そこに住む人ならではの情報や見どころが案内される。 豊郷小学校旧校舎群はこれら活動の拠点機能を有するとともに、町おこしの活動の場としても利用され、当施設が軽音楽アニメの舞台・聖地ということを活かし、アニメ・音楽の力で地域を活性化しようと、高校生バンドにスポットを当てた全国大会「とよさと軽音楽甲子園」を例年開催している。令和元年の開催では全国から62組の応募があるなど、例年、多くの高校生が応募・参加しており、決勝の様子は動画サイトにもUPされ、優勝バンドには文部科学大臣賞が授与される。 <将来> 豊郷町では新たな観光活動として、令和3年にひな人形めぐりと称し拠点施設の複数の近江商人の旧邸等を活用し、近江商人が所有していた歴史的価値のあるひな人形や地域住民から寄贈されたひな人形を多数展示することで、地域全域への誘客と歴史文化的価値の高い建物の展示に促す「観光案内、その他の役務に関する事業活動」を実施する。 これら地域が一体となった活動により、地域の魅力と歴史文化的価値が改めて認識されることで、今後も来訪者の増加が見込まれる。			

(確認様式2-2)

拠点施設に関する事項(相当数の事業者による事業活動が営まれる拠点施設)

施 設 名	豊郷町近江商人観光集積地区
-------	---------------

[illegible]

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	五個荘近江商人屋敷	所在地	滋賀県東近江市五個荘金堂町
設置主体	東近江市	管理・運営主体	東近江市
拠点施設の区分	法第2条第2項第2号	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号口(1)
拠点施設データ	観光入込客数：40千人		
拠点施設の整備の有無	(有)・無	整備期間	令和2年 4月～令和8年 3月
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等			
<概要及び整備計画> 近代日本経済の基礎を築いた近江商人発祥地として広く全国に知られ、現在も商人たちの本宅と伝統的な農家住宅が調和のとれた美しい町並となっている「一団地の観光施設」であり、平成27年には「琵琶湖とその水辺景観 祈りと暮らしの水遺産」の一つとして日本遺産に認定されている東近江市の「主要な観光地」である。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 当拠点施設へのアクセスルートは国道8号であるが、愛荘町愛知川地先には主要渋滞箇所が3箇所連続し慢性的な渋滞が発生するため、神郷彦根線へのバイパス整備を行うことにより、通行時間短縮を図りアクセス性の向上や、五個荘八日市線の一部区間において離合困難の幅員狭隘区間が存在するため現道拡幅を行い、通行安全性、アクセス性の向上を図る。さらに、雨降野今在家八日市線の東近江市中岸本町地先の交差点は右折レーンが無く交通停滞が発生するため、交差点改良による、アクセス性の向上を図る。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容			
<現況> 五個荘金堂地区では近江商人屋敷3邸と金堂まちなみ保存交流館が公開されており、近江商人の本宅の佇まいを知ることができる。町並は平成10年に国の重要伝統的建造物群保存地区に登録され、平成27年には日本遺産にも認定されており、地域の人びとが行政や有識者などと一体となった、地域活性化事業、修理修景化事業などの町並み保存事業に取り組んでいる。 また、近江商人のふるさととして、五個荘(東近江市)、日野町、近江八幡市による「近江商人ゆかりの町連絡会」が組織されており、共同イベントの開催やHP等による情報発信により観光客の誘致を行っている。 <将来> 現在の美しい町並みを伝承するため、令和元年度から「五個荘金堂地域歴史的資源活用まちづくり協議会」を立ち上げ、課題の共有や町並みの保存・活用について議論されており、これを踏まえ、令和2年度から近江商人屋敷を宿泊が可能な施設としてリノベーションを行っている。次年度以降もまちなみや景観に配慮した宿泊施設やレストラン等の整備を順次行う計画であり、これら「観光案内、宿泊その他の役務に関する事業活動」と、歴史的建造物への新たな付加価値により来訪者の増加が見込まれている。			
<該当する広域連携プロジェクト> ③ 関西を代表する歴史・文化資産である「彦根城」や、「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」、「百舌鳥・古市古墳群」及び「宇治茶生産の景観」、「天橋立」、「鳴門の渦潮」等の世界遺産登録に向けた取組の推進や、日本遺産、近代化産業遺産の認定を通して文化財の保存・整備を図るとともに、観光資源として積極的に国内外への発信や活用を図る。 ⑥大阪府ビュースポット景観形成会議の発足を契機として、自然などの眺めの良い場所だけではなく、旧街道や宿場町などの歴史的・文化的景観や美しいまちなみを眺めることのできる場所も「見て美しいと感じる場所(ビュースポット)」として捉え、景観資源を発掘するとともに、愛着をもってよりよいまちづくりを促進する。また、各地域が連携して地域資源を活かした取組を促進し、国内外の人々に関西の魅力を発信する。			

(確認様式2-2)

拠点施設に関する事項(相当数の事業者による事業活動が営まれる拠点施設)

施 設 名	五個莊近江商人屋敷
-------	-----------

[illegible]

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	道の駅 あいとうマーガレットステーション	所在地	滋賀県東近江市妹町
設置主体	東近江市	管理・運営主体	一般財団法人愛の田園振興公社
拠点施設の区分	法第2条第2項第2号	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号口(1)
拠点施設データ	観光入込客数：782千人		
拠点施設の整備の有無	有・無	整備期間	令和3年4月～令和8年3月
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等			
<概要及び整備計画> あいとうマーガレットステーションは、農産物の流通・加工、人的交流、観光、情報の5つを統括した田園公園化の拠点としてオープンした施設で、メイン施設の「田園生活館」は英国風の建物で、「新しい豊かな田園生活」を施設全体で提案している。ドライブ中の休憩スポット、地域の情報発信基地として大勢の来訪者で連日賑わっており、お花畑では、菜の花、ポピー、ラベンダー、ひまわり、コスモスなどが栽培され年間を通して楽しむことができ、フルーツ&ハーブ工房や農産物の直売所等で構成された「一団地の観光施設」で東近江市の「主要な観光地」である。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 当拠点施設へのアクセスルートは五箇荘八日市線であるが、一部区間において離合困難の幅員狭隘区間が存在するため現道拡幅を行い、通行安全性、アクセス性を向上させる。また、雨降野今在家八日市線の東近江市中岸本町地先の交差点は右折レーンが無く交通停滞が発生するため、交差点改良を行うことにより、アクセス性を向上させる。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容			
<現況> 田園生活館では近隣で採れた花々を利用したフラワーアレンジメントやクリスマス・お正月用アレンジメントの1日教室などが開催されているとともに、地元の農産物を使った料理が楽しめるレストランもある。またフルーツ&ハーブ工房では、地元の新鮮生乳をベースに野菜、果実を100%使ったイタリアンジェラートを提供するなどし、地域外の来訪者を増加させる活動を行っている。また、当施設では地元農産物の販売と併せて、農産物に関連したイベントも定期的開催しており、毎回300人～500人ほどが参加している。こうした地元の特産品を使ったイベントが集客につながっていることが評価され、令和元年度には農産物直売所の全国組織による「直売甲子園2019」ではイベント部門でグランプリも受賞している。 <将来> 当施設は特色・魅力ある地域の拠点づくりとして、道の駅を核とした「ガーデンビレッジ」が、農ガールシェア畑、セミプロ貸農園、農業体験メニューの提供、宿泊施設により形成される計画であり、この新たな「観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動」が令和3年度より事業着手となる。今後も地域活性化につながる効果的な取り組みが期待されており、さらなる来訪者数の増加が見込まれる。			

(確認様式2-2)

拠点施設に関する事項(相当数の事業者による事業活動が営まれる拠点施設)

施 設 名	道の駅 あいとうマーガレットステーション
-------	----------------------

[illegible]

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	八幡堀	所在地	滋賀県近江八幡市多賀町
設置主体	滋賀県	管理・運営主体	滋賀県
拠点施設の区分	法第2条第2項第2号	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号口(1)
拠点施設データ	観光入込客数：367千人		
拠点施設の整備の有無	有・ 無	整備期間	—

拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等

<概要及び整備計画>

八幡堀は、安土桃山時代に豊臣秀次の八幡山城居城のもと、城下町が栄える原因となった町の一大動脈である。近江商人の発祥と発展、また町の繁栄に八幡堀は大きな役割を果たし、江戸時代後期には近江国において大津と並ぶ賑わいを見せた。近年になって、市民が中心となった再生の取り組みが行われ、河川改修として整備、船着き場などが復元され周囲の土蔵や木造家屋と一体となった美しい景観が蘇った「一団地の観光施設」であり、近江八幡市の「主要な観光地」である。

<拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性>

当拠点施設へのアクセスルートは大津守山近江八幡線であるが、近江八幡市多賀町地先の交差点は右折レーンが無く交通停滞による渋滞が発生するため、交差点改良により、通行時間の短縮と通行安全性、アクセス性の向上を図る。また、国道421号、大津守山近江八幡線、国道477号の舗装損傷区間の解消により、快適性、安全性の向上を図る。

拠点施設で行われる広域的特定活動の内容

<現況>

1960年代ごろは雑草が生い茂った荒れた状態であった八幡堀であったが、その後住民が中心となった組織により堀を保全する活動が始まり、八幡堀を現在の姿に再生させた。その結果、国の「重要文化的景観」の第1号として選定され、また、八幡堀沿いの、白壁の蔵や町屋建物が軒を連ねた景観の美しさから、国の「重要伝統的建造物群保存地区」にも選定されている。これら景観の美しさから、数々の映画や時代劇のロケ地としても有名となり、さらには「八幡堀めぐり」により手漕ぎ舟で情緒ある景観を楽しむことも可能で多くの観光客が訪れている。

また、近江商人のふるさととして、五個荘(東近江市)、日野町、近江八幡市による「近江商人ゆかりの町連絡会」が組織されており、共同イベントの開催やHP等による情報発信により観光客の誘致を行っている。

<将来>

当施設は宿泊施設も存在せず、昼間営業の店舗が大半で日帰り旅行をメインとした観光地であったが、従来の八幡堀の面的なライトアップやこれを一望できるロープウェイの夜間営業の取り組みにより、近年、夜間も営業するクラフトビール店など、夜の楽しみを提供する店舗も開店している。また、令和2年度には新たにゲストハウスがオープンするなど、宿泊施設が5件以上誕生しており、滞在型の観光地形成への動きが見受けられる。さらに、近江八幡市では令和2年度から八幡堀の重要文化的景観を損なわない散策路照明を含めたライトアップ整備に着手しており、今後は夜間の散策等も可能となることから「滞在旅行者に対しての観光案内、宿泊その他の役務に関する事業活動」が拡充され、将来にわたり来訪者の増加が見込まれる。

<該当する広域連携プロジェクト>

⑦河川や運河等を憩いの水辺空間として活用したり、舟運の復活・利活用や美しい都市の夜景を観光資源として活用するなど、まちづくりと一体となった水辺の整備を進め、地域資源としての魅力向上に向けた取組を推進する。

(確認様式2-2)

拠点施設に関する事項(相当数の事業者による事業活動が営まれる拠点施設)

[illegible]

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施 設 名	滋賀農業公園ブルーメの丘	所 在 地	滋賀県蒲生郡日野町大路
設 置 主 体	日野町、(株)ファーム	管 理・運 営 主 体	日野町、(株)ファーム 、(株)北山レーベン、(株)日野ファーム
拠点施設の区分	省令第3条第2号	広域的特定活動の区分	省令第1条第2号
拠点施設データ	観光入込客数 ： 301千人		
拠点施設の整備の有無	有 ・ (無)	整 備 期 間	—

拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等

<概要及び整備計画>

中世ドイツの農村をイメージした、酪農・ふれあい・体験をテーマに、自然の中で遊びを通じて感性を育む農業公園。施設は5つのエリアで構成されており、レストランで地元食材が堪能できるほか、動物とのふれあいや、パン作りやソーセージ作りなどのグルメ体験をはじめ、キャンドル、ハーバリウムなどのクラフト体験など、様々な楽しみを提供する「体験学習施設」である。

<拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性>

当拠点施設へのアクセスルートは、土山蒲生近江八幡線、甲賀阿山線が最短ルートであるが、一部区間において離合困難箇所が存在するため、現道拡幅により通行安全性、アクセス性を向上するとともに、甲賀土山線(相模・鳥居野工区)の舗装修繕を行うことで、快適性、安全性の向上を図る。

拠点施設で行われる広域的特定活動の内容

<現況>

広大な敷地のはなのエリアでは、春には13万本のチューリップが咲き誇り、その後はバラという様に様々な花が四季折々に来訪者の目を楽しませている。園内のレストランでは、地元農家から仕入れた野菜や滋賀の名産品を使用した料理が旬菜バイキングで提供されるほか、本格的なバーベキューも堪能できる。また、ショップではオリジナルのアイスクリームやクラフトビールなどの自家製品も販売され、ブルーメの丘でしか手に入らないものとして来訪者に好評である。

<将来>

平成30年にはドッグラン施設が整備され、VR体験施設が常設された。また、令和元年には西日本最大級のアスレチック施設「アルプスジム」、全長60mの大型エアースライダーやバイク型大型バギーも導入され、令和元年の来訪者数は前年度比1.5倍に増加しているところ。さらに令和2年度ではバイク型大型バギーに引き続き、車型のバギーカーの導入や迷路施設、ミニ新幹線など「あそぶ」を対象とした施設の定期的な充実化が図られ、自然とのふれあいや様々なイベント開催との相乗効果による「地域の固有の自然に関する体験の機会を提供する活動」により、今後更なる来訪者の増加が見込まれる。

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施 設 名	伊賀の里モクモク手作りファーム	所 在 地	三重県伊賀市西湯舟
設 置 主 体	株式会社伊賀の里モクモク手作りファーム	管 理・運 営 主 体	株式会社伊賀の里モクモク手作りファーム
拠点施設の区分	法第2条第2項第2号	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号口(1)
拠点施設データ	観光入込客数：281千人		
拠点施設の整備の有無	有・ 無	整 備 期 間	—
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等			
<概要及び整備計画> 生産・加工・販売を一貫して行う農業公園であり、園内には12の工房や専門店、4つのレストラン、カフェ、3箇所の体験教室がある他、田んぼやいかだ池など、自然や農業を身近に感じて楽しむことができる「一団地の観光施設」である。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 当拠点施設へのアクセスルートは、土山蒲生近江八幡線、甲賀阿山線が最短ルートであるが、一部区間において離合困難箇所が存在するため、現道拡幅により通行安全性、アクセス性を向上するとともに、甲賀土山線(相模・鳥居野工区)の舗装修繕を行うことで、快適性、安全性の向上を図る。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容			
<現況> 園内のレストランでは工房で作られた、ハム・ソーセージやパン・地ビールなどが提供されるほか、ウイナーやパンづくりなどの手作り体験教室や食農体験プログラムへの参加、動物との触れ合いなど様々な体験が可能である。 また、天然温泉施設や38棟のコテージが並ぶ宿泊施設も併設され滞在型の食農体験や、野菜市場では当該施設が生産した農産物をはじめ、地元登録農家の農産物も販売するなど、農業振興を通じて地域の活性化につながる事業が行われ、地域の自然や農村文化の保護・継承の担い手としての役割もある。 <将来> 当該施設では生産、加工、販売までのすべてを行う6次産業を展開し、地原料や味および安心安全に徹底的にこだわった付加価値の高い農産物は施設内で販売され、これらを求めての来訪者も多く、農業を通じての地域活性化につながる効果的な取り組みとして期待されている。近年これら農産物は、モクモクファーム関連レストランでも提供され著名な食品ブランドとしての価値も高まっている。昨年度も新しいレストランが2店舗オープンされ、ブランド商品等を幅広くPRすることにより、今後もさらなる観光客の増加が見込まれる。			

(確認様式2-2)

拠点施設に関する事項(相当数の事業者による事業活動が営まれる拠点施設)

施設名	伊賀の里モクモク手作りファーム
-----	-----------------

[illegible]

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	関宿	所在地	亀山市関町木崎、中町、新所
設置主体	亀山市観光協会	管理・運営主体	亀山市観光協会
拠点施設の区分	法2条2項第3号	広域的特定活動の区分	法2条1項第1号口(2)
拠点施設データ	観光入込客数：95千人（内県内：47千人 県外：48千人）		
拠点施設の整備の有無	有・無	整備期間	平成20年度～令和2年度

拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等

<概要及び整備計画>

関宿は東海道五十三次の47番目の宿場町として栄え、江戸時代後期から明治時代にかけて建てられた町家が200棟以上も現存し、国の重要伝統的建造物群保存地区(昭和59年選定)や日本の道百選(昭和61年選定)に選定されている。

<拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性>

関宿へのアクセスルートは近江八幡竜王線であるが、近江八幡市千僧供町地先には主要渋滞箇所による慢性的な渋滞区間が存在するため、バイパス整備を行うことにより、通行時間短縮とアクセス性の向上を図る。また、近江八幡竜王線、水口竜王線の舗装損傷区間の解消により、快適性、安全性の向上を図る。

拠点施設で行われる広域的特定活動の内容

<現況>

関宿では、関宿に関する歴史資料を保存公開する「関まちなみ資料館」、「関宿旅籠玉屋歴史資料館」などが公開されており、江戸時代当時の歴史・文化を知ることができる。町並みは昭和59年に国の重要伝統建築物群保存地区に登録され、地域の人びとが行政や有識者など一体となった、修理修景化事業、亀山市歴史的風致維持向上計画などの町並み保存事業に取り組んでいる。また、「関宿町並み保存会」や「関宿案内ボランティアの会」が組織されており、共同イベントの開催やHP等による情報発信により観光客の誘致を行っている。

<将来>

現在の美しい町並みを伝承するため、引き続き連携地区基盤強化事業、亀山市歴史的風致維持向上計画を継続する。三重県伊賀市・亀山市・滋賀県甲賀市の3市連携による「となりまち い・こ・か」などによるイベント開催を予定していることや同時に交通管理施設として最も重要視された鈴鹿関跡(三関)が新たに国の史跡に登録されたことにより、さらなる観光入込客数の増加が見込まれることから、今後も北勢地域の魅力を発信していくことで、地域への経済波及効果を高める。

<該当する広域連携プロジェクト>

③ 関西を代表する歴史・文化資産である「彦根城」や、「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」、「百舌鳥・古市古墳群」及び「宇治茶生産の景観」、「天橋立」、「鳴門の渦潮」等の世界遺産登録に向けた取組の推進や、日本遺産、近代化産業遺産の認定を通して文化財の保存・整備を図るとともに、観光資源として積極的に国内外への発信や活用を図る。

⑥ 大阪府ビュースポット景観形成会議の発足を契機として、自然などの眺めの良い場所だけではなく、旧街道や宿場町などの歴史的・文化的景観や美しいまちなみを眺めることのできる場所も「見て美しいと感じる場所(ビュースポット)」として捉え、景観資源を発掘するとともに、愛着をもってよりよいまちづくりを促進する。また、各地域が連携して地域資源を活かした取組を促進し、国内外の人々に関西の魅力を発信する。

(確認様式3)

道路

都市計画道路名又はその他道路名 注1)	番号	区間	道路 区分	事業 主体	事業 手法	工種	延長 m	車道幅員		車線数		歩道幅員		交付 事業費 百万円	交付事業 における 事業期間 (年度)	事業 内容	都市 計画 決定 年月	広域的特定活動に伴う 人流・物流との関係性		整備効果等 注6)	供用等 注7)	備 考 注8)
								整備前 m	整備後 m	整備前 車線	整備後 車線	整備前 m	整備後 m					自 (拠点施設)	至 注5)			
<道路>																						
主要地方道 土山蒲生近江八幡線	A11-001	鎌掛	地	滋賀県	－	改築	2,900	4.6	5.5	1.0	2.0	－	－	950	R4～R7	現道拡幅	－	滋賀農業公園ブルーメの丘	伊賀の里モクモク手作りファーム	未改良区間(L=2.9km)の解消	全線完成供用L=2.9km(R8.3予定)	T27=101台／日、K=0.34
主要地方道 土山蒲生近江八幡線	A11-002	頓宮	地	滋賀県	－	改築	2,300	4.6	5.5	1.0	2.0	－	－	900	R4～R7	現道拡幅	－	滋賀農業公園ブルーメの丘	伊賀の里モクモク手作りファーム	未改良区間(L=2.3km)の解消	全線完成供用L=2.3km(R8.3予定)	T27=910台／日、K=0.14
一般県道 甲賀阿山線	A11-003	池田・野川	地	滋賀県	－	改築	1,000	3.0	6.0	1.0	2.0	－	－	412	R3～R7	現道拡幅	－	滋賀農業公園ブルーメの丘	伊賀の里モクモク手作りファーム	未改良区間(L=1.0km)の解消	全線完成供用L=1.0km(R8.3予定)	T27=5,870台／日、K=0.57
主要地方道 甲賀上山線	A11-004	相模・鳥居野	地	滋賀県	－	修繕	1,200	6.0	－	2.0	－	－	－	192	R3～R7	舗装修繕	－	滋賀農業公園ブルーメの丘	伊賀の里モクモク手作りファーム	舗装損傷区間(L=1.2km)の解消	全線完成供用L=1.2km(R8.3予定)	T27=4,915台／日、K=0.48

(参考)

<関連事業>																								

※本調査にはア)交付対象事業「道路」(補助国道、地方道、街路)、イ)関連事業の道路のすべてを記載すること。

注1)道路名は、国道、主要地方道、一般都道府県道、市町村道の別が分かるように記載すること。

注2)国、地、街、他の別を記載。ただし、国:国道、地:地方道、街:街路、他:いずれにも該当しないもの。

注3)<関連事業>については、通、交、地特、単独、促の別等を記載。補足説明すべき点は備考欄に説明を記載。

注4)橋梁の構造、工法、及び地方道事業においては細工種、街路事業においては沿道区画整理型街路事業等の事業名

注5) **要素事業毎に、どの拠点施設を経る人流・物流の経路(他の拠点施設、LC等)途上の事業なのかを明確にすること。**

また、別添「確認様式4 道路概要図」に要素事業及び拠点施設の位置関係が分かるように図示すること。

要素事業にはそれぞれ上表の番号(整備計画の番号)を付すこと。また、拠点施設については、それぞれ施設名、所在地、施設数、入込客数などの概要を記載すること。

注6)5で記載した拠点施設間で行われる当該要素事業による整備効果を図表に記載すること。記載にあたっては、「所要時間が○分→○分に約○分短縮」、「拠点施設間唯一の線形不良(R<○)の解消」など具体的に記載すること。

注7)当該要素事業の供用等(部分供用含む)を記載すること。記載にあたっては、「全線完成供用L＝○m(R○、○予定)」、「部分供用L＝○m(R○、○日途)」など、供用形態、区間延長、供用時期を記載すること。

注8)備考には現在の道路状況を把握するために必要なその他の事項で、交通量(台／日)、混雑度等を記載。また、別添「確認様式4 道路概要図」にも主要ポイントの交通量を記載すること(要素事業箇所直近は必須)。

(例)・道路改築:交通量(台／日)、混雑度等 ※交通量は最新のセンサスデータを用いて記載すること。

・自転車駐市場:都市計画決定の有無、面積、利用台数等

<関連事業>の備考には、当該関連事業と組み合わせて効率的・効果的に実施する交付金事業の道路名・区間についても記載。

※不足する場合は適宜行を追加すること。

※地域高規格道路、連続立体交差事業等の交付期間(3～5年)内に一定の成果をあげることのできない大規模な事業は、交付対象外。

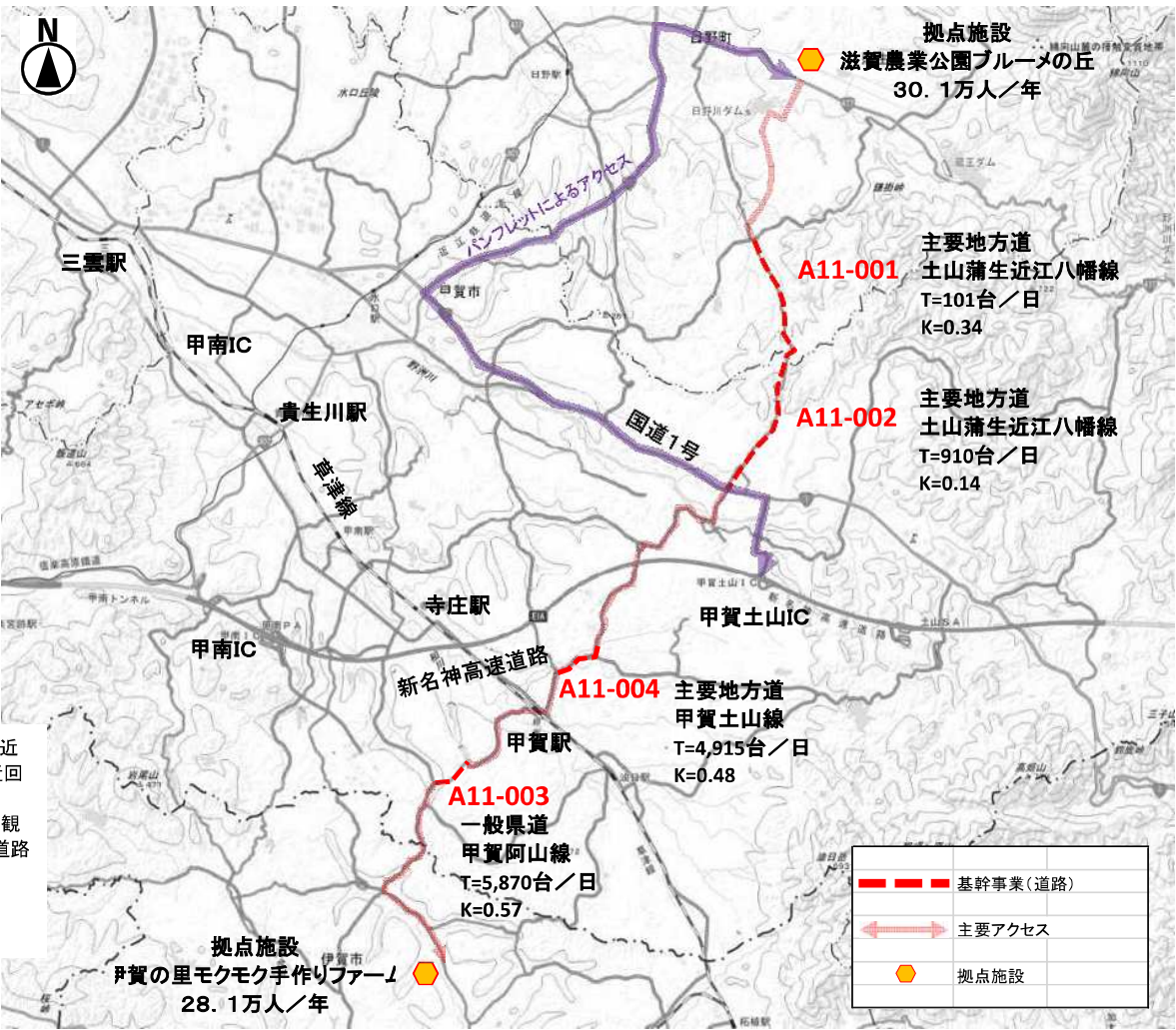
(確認様式4)

(主)土山蒲生近江八幡線 鎌掛工区、頓宮工区 (一)甲賀阿山線 池田・野川工区
(主)甲賀土山線 相模・鳥居野工区 (滋賀県)事業実施箇所図

番号	事業内容	アクセス経路
A11-001	現道拡幅	3
A11-002	現道拡幅	3
A11-003	現道拡幅	1
A11-004	舗装修繕	1



・ブルーメの丘へのアクセスはパンフレットでも案内されているとおり、土山蒲生近江八幡線(県道41号)の道路幅員が狭隘で離合不可能であるため、長距離を迂回しての経路を案内している。
また、カーナビで土山蒲生近江八幡線を含めたルートが選択されることがあり、観光客が通行不能に陥る事態も発生していることから、「A11-001」「A11-002」の道路拡幅により安全な最短経路を確保する。



滋 道 整 第 3 7 号
令和 3 年(2021 年)2 月 8 日

彦根市長 様

滋賀県知事 三日月 大造

広域的地域活性化基盤整備計画の作成について（照会）

下記整備計画の作成について、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第 5 条第 6 項、第 9 項に基づき、貴市の意見を求めますので、令和 3 年 2 月 17 日までに回答してください。

記

・整備計画名

1. 『鈴鹿山脈を越え∞の観光交流促進へ 三重・滋賀広域活性化計画』
（新規作成）

別添資料【三重・滋賀】参照

2. 『鈴鹿山脈を越え∞の観光交流促進へ 三重・滋賀広域活性化計画
（重点③）』 （新規作成）

別添資料【三重・滋賀（重点）】参照



彦 道 第 4 8 4 号
令和 3 年(2020 年) 2 月 12 日

滋賀県知事 殿

彦根市長



広域的地域活性化基盤整備計画の作成について（回答）

令和 3 年(2021 年)2 月 8 日付け滋道第 37 号で照会のありましたこのことについて、特に意見はありません。

滋 道 整 第 3 7 号
令和 3 年(2021 年)2 月 8 日

東近江市長 様

滋賀県知事 三日月 大造

広域的地域活性化基盤整備計画の作成について（照会）

下記整備計画の作成について、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第 5 条第 6 項、第 9 項に基づき、貴市の意見を求めますので、令和 3 年 2 月 17 日までに回答してください。

記

・整備計画名

1. 『鈴鹿山脈を越え∞の観光交流促進へ 三重・滋賀広域活性化計画』
（新規作成）

別添資料【三重・滋賀】参照

2. 『鈴鹿山脈を越え∞の観光交流促進へ 三重・滋賀広域活性化計画
（重点③）』 （新規作成）

別添資料【三重・滋賀（重点）】参照

東 道 第 1 3 1 6 号
令和3年(2021年)2月15日

滋賀県知事 殿

東近江市長 小 椋 正 清



広域的地域活性化基盤整備計画の作成・変更について（回答）

令和3年(2021年)2月8日付け滋道第37号で照会のありましたこのことについて、
別紙のとおり回答します。

別紙

広域的地域活性化基盤整備計画の作成及び変更について、意見はありません。

滋 道 整 第 3 7 号
令和 3 年 (2021 年) 2 月 8 日

近江八幡市長 様

滋賀県知事 三日月 大造

広域的地域活性化基盤整備計画の作成について（照会）

下記整備計画の作成について、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第 5 条第 6 項、第 9 項に基づき、貴市の意見を求めますので、令和 3 年 2 月 17 日までに回答してください。

記

・整備計画名

1. 『鈴鹿山脈を越え∞の観光交流促進へ 三重・滋賀広域活性化計画』
（新規作成）

別添資料【三重・滋賀】参照

2. 『鈴鹿山脈を越え∞の観光交流促進へ 三重・滋賀広域活性化計画
（重点③）』 （新規作成）

別添資料【三重・滋賀（重点）】参照



近 八 土 第 2 7 0 号
令 和 3 年 2 月 1 7 日

滋賀県知事 殿

近江八幡市長 小西 理



広域的地域活性化基盤整備計画の作成について（回答）

令和3年(2021年)2月8日付け滋道整第37号で照会のありましたこのことについて、特に意見はありません。

滋 道 整 第 3 7 号
令和 3 年 (2021 年) 2 月 8 日

豊郷町長 様

滋賀県知事 三日月 大造

広域的地域活性化基盤整備計画の作成について（照会）

下記整備計画の作成について、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第 5 条第 6 項、第 9 項に基づき、貴市の意見を求めますので、令和 3 年 2 月 17 日までに回答してください。

記

・整備計画名

1. 『鈴鹿山脈を越え∞の観光交流促進へ 三重・滋賀広域活性化計画』
（新規作成）

別添資料【三重・滋賀】参照

2. 『鈴鹿山脈を越え∞の観光交流促進へ 三重・滋賀広域活性化計画
（重点③）』 （新規作成）

別添資料【三重・滋賀（重点）】参照



豊地整第 65 号
令和3年2月16日

滋賀県知事 三日月 大造 様

豊郷町長 伊藤 定勉



広域的地域活性化基盤整備計画の作成について（回答）

令和3年2月8日付け滋道整第37号で照会のありましたこのことについて、特に意見はありません。

豊郷町地域整備課 岡村
TEL:0749-35-8121

滋 道 整 第 3 7 号
令和 3 年(2021 年)2 月 8 日

日野町長 様

滋賀県知事 三日月 大造

広域的地域活性化基盤整備計画の作成について（照会）

下記整備計画の作成について、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第 5 条第 6 項、第 9 項に基づき、貴市の意見を求めますので、令和 3 年 2 月 17 日までに回答してください。

記

・整備計画名

1. 『鈴鹿山脈を越え∞の観光交流促進へ 三重・滋賀広域活性化計画』
（新規作成）

別添資料【三重・滋賀】参照

2. 『鈴鹿山脈を越え∞の観光交流促進へ 三重・滋賀広域活性化計画
（重点③）』 （新規作成）

別添資料【三重・滋賀（重点）】参照



日 建 第 020804 号
令和 3 年(2021 年)2 月 12 日

滋賀県知事 殿

日野町長 堀江 和博



広域的地域活性化基盤整備計画の作成・変更について（回答）

令和 3 年(2021 年)2 月 8 日付け滋道整第 37 号で照会のありましたこのことについて、特に意見はありません。

滋 道 整 第 3 7 号
令和 3 年 (2021 年) 2 月 8 日

甲賀市長 様

滋賀県知事 三日月 大造

広域的地域活性化基盤整備計画の作成について（照会）

下記整備計画の作成について、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第 5 条第 6 項、第 9 項に基づき、貴市の意見を求めますので、令和 3 年 2 月 17 日までに回答してください。

記

・整備計画名

1. 『鈴鹿山脈を越え∞の観光交流促進へ 三重・滋賀広域活性化計画』
（新規作成）
別添資料【三重・滋賀】参照
2. 『鈴鹿山脈を越え∞の観光交流促進へ 三重・滋賀広域活性化計画
（重点③）』 （新規作成）
別添資料【三重・滋賀（重点）】参照
3. 『京奈和自転車道とビワイチを基軸とした歴史・文化を体感する自
転車周遊による広域観光活性化計画（重点③）』 （新規作成）
別添資料【滋京奈和（重点）】参照



甲 建 事 第 4 0 6 号
令和3年(2021年)2月17日

滋賀県知事 三日月 大造 様

甲賀市長 岩永 裕貴 印



広域的地域活性化基盤整備計画の作成・変更について（回答）

令和3年(2021年)2月8日付け滋道整第37号で照会のありましたこのこと
について、特に意見はありません。